

令和 6 年度逗子市障がい者等職場体験事業 トライアル雇用申し込み案内

逗子市では障がいのある方が、市役所各課において役務に取り組み就労スキルを身につけ、一般就労を目指すきっかけとなるよう、次のとおり会計年度任用職員（短期間任用）を募集します。

- 1 応募資格
 - ①市内に住所があり、一般就労を目指す方。
 - ②相談支援事業所の支援を受けている方、またはよこすか障害者就業・生活支援センターに登録を済ませている方（登録をする予定の方を含む）。
 - ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。
 - ④児童相談所もしくは更生相談所で、知的障がいがあると診断を受けた方。
 - ⑤発達障がいの診断を受けた方。

＊①②は必須で、③～⑤のいずれかに該当する方。
- 2 勤務場所 逗子市役所並びに市役所関係施設
- 3 募集期間 令和 6 年 8 月 1 日（木）～ 8 月 30 日（金）
- 4 雇用期間
 - ①令和 6 年 10 月 21 日（月）～11 月 1 日（金）
 - ②令和 6 年 11 月 18 日（月）～11 月 29 日（金）土日祝日を除く 10 日間
- 5 勤務時間
 - ① 9 時 30 分～14 時 30 分（12 時～13 時休憩時間 1 時間を含む） 4 時間
 - ②13 時～17 時（休憩なし） 4 時間
- 6 募集人数 各 1 名
- 7 報酬 時給 1,184 円（令和 6 年 7 月現在）

※交通費は、通勤距離が片道 2 k m 以上ある場合に支給します。
- 8 応募方法 事前連絡の上、「トライアル雇用履歴書」を本人が障がい福祉課へご提出してください。

「トライアル雇用履歴書」は、障がい福祉課窓口と市ホームページから入手できます。

別途、日時を指定して面談し、採用の可否を決定します。
- 9 問合せ 逗子市福祉部障がい福祉課 046-873-1111（内線 224）
- 10 備考 就労場面では、障がい福祉課の就労支援員がサポートします。